

(様式 1 - 3)

福島県(田村市) 帰還・移住等環境整備事業計画 帰還・移住等環境整備事業等個票

令和7年4月時点

NO.	182	事業名	農山村地域復興基盤総合整備事業 (農地整備事業) 北移地区(基金型)		事業番号	(5)-40-85
交付団体		福島県	事業実施主体(直接/間接)		福島県(直接)	
総交付対象事業費		(1,092,750) 1,314,195(千円)	全体事業費		(1,249,992) 1,314,195(千円)	
帰還・移住等環境整備に関する目標						
旧避難指示区域のある田村市において、大震災以前は、地域農業の担い手となるべき農業者を中心に農業用施設並びに農用地の保全管理を行いながら、水稻を中心とした営農活動を行ってきた。 しかしながら、東京電力福島第一原子力発電所の事故及びその風評被害の影響により、担い手や農業用施設を管理する地域農業者が減り、従前のような適切な維持管理が困難となり、施設の劣化や機能低下が見られる。 本地区については、農家の営農意欲も高く、荒廃した農地の営農再開に向けた取組みと併せ、担い手農家への農地利用集積及び農村地域の活性化のための抜本的な営農計画の見直しを行っている。 よって、本事業を導入することにより、大区画化等、効率的に営農を行える基盤を整備するとともに、担い手農家への農地利用集積を図り、農村地域の営農再開を加速化させるものである。						
事業概要						
本地区は、上述のとおり営農再開が困難な状況となっている。しかし、担い手をはじめ多くの農家は営農再開意欲が強く、この機会に基盤整備を行うことで、ほ場の大区画化等による農業生産性の向上、農作業の協業化、担い手への農地集積を促進し、地域の復興再生に資することを目的とする。 このため、農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)を行う。 受益面積 A=27.3ha(北移(きたうつし)地区) 【申請に係る事業概要】 第50回申請については、湧水処理工、法面保護工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業を実施する。 【田村市復興ビジョン】 VII-1 5. 地域産業の再生-(1) 農林業 新たな担い手の創出(集落で選んだ担い手への農地集積を進める) 【福島県復興計画】 6 農林水産業再生プロジェクト-2 農業の再生-④震災により深刻な影響を受けている地域農業の復興に向けた農地の利用集積の促進・⑤農地・農業用施設の復旧と合わせた大区画ほ場の整備 【事業間流用による経費の変更】(令和6年7月26日) 地区内のほ場において、湧水により、営農の支障となることが判明したことから補完工事(湧水処理工等)が追加により事業費が50,040千円(国費38,781千円)増加したため、(5)-40-24 農山村地域復興基盤総合整備事業(農地整備事業)真野地区から50,040千円(国費38,781千円)を流用。これにより、交付対象事業費は1,092,750千円(国費846,881千円)から1,142,790千円(国費885,662千円)に増額。						
当面の事業概要						
<令和2年度>						
実施設計、境界測量、換地業務、農業経営高度化支援事業						

<令和 3 年度> 区画整理工<A=10.0ha>、測量設計、用地買収・補償、農業経営高度化支援事業 <令和 4 年度> 区画整理工<A=3.0ha>、測量設計、用地補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 5 年度> 区画整理工<A=14.3ha>、補完工、用地補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 6 年度> 補完工、測量設計、用地補償、換地業務、農業経営高度化支援事業 <令和 7 年度> 湧水処理工、法面保護工、測量設計、換地業務、農業経営高度化支援事業
地域の帰還・移住等環境整備との関係
田村市の一部は旧避難指示区域であり、現在も一部の住民が避難生活を送っている。また、本市の旧避難指示区域以外の地域においても、東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害により、担い手農家や農業用施設を管理する地域農業者が減少し、従前のような維持管理に支障をきたしている状況にある。 このため、再生加速化の目標達成に向け、本事業の導入による農業生産基盤の整備を行う必要がある。
関連する事業の概要
—

関連する基幹事業	
事業番号	—
事業名	—
交付団体	—
基幹事業との関連性	
—	

農山村地域復興基盤総合整備事業（農地整備事業） 北移地区 位置図

